

⇩ 限定承認と相続放棄

Q : 相続では、借金が多い場合に限定承認や相続放棄という方法もあると聞きました。どのような制度なのですか？

A : 次のような制度です。

【解説】

「限定承認」

限定承認とは、相続人が相続によって得た財産の限度においてのみ被相続人の債務及び遺贈を弁済することを留保して承認することです。限定承認は、相続人全員が限定承認した場合に限り認められます。限定承認するには①原則として3ヶ月以内に財産目録を調製し、②家庭裁判所に提出し③限定承認する旨の申述しなければなりません。また、一度限定承認の申述をすると、後で取消することはできません。

「相続放棄」

相続放棄とは、文字どおり相続を放棄することで、はじめから相続人ではなかったとします。相続放棄は、限定承認のように共同相続人の全員がする必要はなく、一人だけでもすることができます。放棄する場合は、限定承認と同様に、原則として相続開始があったことを知った日から3ヶ月以内に家庭裁判所に放棄する旨の申述しなければなりません。一度相続放棄の申述をすると、後で取消することはできません。放棄が成立すると、その相続人は、はじめから相続人ではなかったものとして取り扱われますので、相続順位や相続分についてもその者がいないものとして取り扱われます。

